

氏名	太 田 武 男 おお た たけ お
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 3 号
学位授与の日付	昭 和 37 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	内 縁 の 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 於保不二雄 教授 磯村 哲 教授 林 良平

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、内縁に関する研究であって、緒論4章、本論5章からなっている。

緒論「内縁に関する比較法的考察」においては、ローマ法・カノン法以来の婚姻立法の系譜をたどり、わが民法の届出婚主義ないし内縁の比較立法的位置づけを試みている。そして、これまで外国における内縁として、往々問題とされてきている concubinitus ; union libre, concubinage ; common law marriage などは、厳密には、わが国の内縁とは異質的なものであることを明らかにし、わが国の内縁はわが国独自の問題であることを論証している。

本論「わが国内縁に関する一考察」は、わが国の内縁は届出婚主義の結果として独自に発生したものであるという緒論の比較法的考察をうけて、わが国婚姻法における届出主義の検討から始められている。これが第1章「序説」である。わが国の届出主義は、明治8年12月9日太政官達第209号から始まり、明治31年明治民法典によって確立をみたものである。その間、かなりの紆余曲折を重ねているが、豊富な資料を駆使して詳細に跡付け、さらに、明治民法制定以後も数次の改正論議がなされてきているが、その論議をも綿密に検討している。その結果、今次の民法改正審議においても届出主義は動かないという確信に達している。

第2章「内縁の本質」においては、内縁に関する多数の実態調査資料を整理し、次いで、判例・学説を網羅的に検討することによって、内縁の本質を究明している。大正4年1月26日大審院民事連合部判決が内縁の法的保護をはかるために婚姻予約の理論を採用して以来、この予約理論が今日まで根強く維持されているが、他面、その後の判例・学説は内縁をもって準婚ないし事実婚としてとらえるようになってきていることを明らかにしている。しかし、実態調査の結果からも明らかにしているように、内縁にはきわめて婚約に近いものから正婚と実体を同じくするものまで多種多様であるから、内縁の本質は準婚ないし事実婚であるとしても内縁のすべてを一律に取り扱うことは適当ではない、という結論に達している。

第3章「内縁の成立とその効果」、第4章「内縁の解消」とにおいては、第2章における内縁の本質に

関する結論にそって、内縁に関する解釈的論点を全面的に取り上げ、かつ、学説・判例を網羅的に検討し、その上で、自己の解釈論を詳細に展開している。ことに、内縁解消と結納返還の問題については、多くの慣行調査ないし実態調査の資料にもとずき、学説・判例を検討して、丹念に研究を行なっている。また、戦後特に問題として取り上げられるようになってきたところの内縁子・内縁寡婦の法律的処遇の問題について、内縁の本質論との関連で詳細にかつこつこつ研究をなし、自家の見解を展開している。

最後に、第5章「結語」において、わが国内縁の今後の問題を展望している。そして、現在、民法改正の審議において内縁に関する規定を民法中に設くべきかが問題とされているが、内縁の実態の多様性から一律的な規定を設けることを適当としないのみでなく、民法が届出婚主義を維持する限り、民法規定中にこれに反する内縁規定を入れることは不適當である、という結論をもって結語としている。

論文審査の結果の要旨

内縁の問題は、大正4年1月26日大審院民事連合部判決以来すでに論じふるされた問題である。しかし、わが婚姻法が届出主義をとる限り避け難い問題である。現に、今次の民法改正の審議にあっても、届出主義の採用とあわせて内縁規定を設くべきか否かが論ぜられている。この時に当り内縁に関する研究を集大成した本論文はまことに時宜をえたものとして高く評価されねばならない。ことに、届出婚の比較立法的位置を明らかにし、わが国における届出主義確立の沿革を探り、内縁および結納に関する実態調査の基礎の上に、内縁に関する学説・判例を網羅的・総合的に検討したその業績は、学問上ならびに立法上卑益するところが多大である。また、内縁に関する解釈学上の諸問題につき、論者の独自の見解を展開しているが、これまた学界に寄与するところが大きい。よって、本論文は法学博士の学位論文としての価値あるものと認める。